

○国土交通省告示第二百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年三月十五日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道23号改築工事（中勢バイパス・三重県津市神戸字名塚地内から同市高茶屋小森町字瓦ヶ野地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 三重県津市神戸字名塚、字にんぼう、字伊賀谷、字大釜、字鳥羽見、字上はんの木、字はんの木及び字藤谷、久居明神町字西藤谷、半田字奥藤谷、久居藤ヶ丘町字西硯石、大字半田字丸田、久居相川町字硯石及び字畑山、垂水字丸地、字西焼尾及び字二年田、久居桜が丘町、久居小野辺町字小池谷、字畑山新田、字東花領下及び字小膳田、久居野村町字北小膳田、字東山神、字小膳田及び字駒屋、高茶屋小森上野町字野田並びに高茶屋小森町字野田及び字瓦ヶ野地内
- 2 使用の部分 三重県津市神戸字名塚、字にんぼう、字伊賀谷、字大釜、字長谷、字鳥羽見、字上はんの木及び字藤谷、半田字奥藤谷、久居藤ヶ丘町字西硯石、大字半田字丸田、久居相川町字硯石及び字畑山、垂水字丸地、字西焼尾及び字二年田、久居桜が丘町、久居小野辺町字小池谷、字畑山新田及び字東花領下、久居野村町字北小膳田、字東山神、字小膳田及び字駒屋、高茶屋小森上野町字野田並びに高茶屋小森町字瓦ヶ野地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県津市納所町字西沢田地内から同市高茶屋小森町字瓦ヶ野地内までの延長7.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道23号改築工事（中勢バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道23号(以下「本路線」という。)は、豊橋市を起点とし、名古屋市、津市等を経由して、伊勢市に至る延長約212kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、津市の中心市街地を通過し、沿線には商業施設等が連たんしていることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、慢性的な交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、津市岩田地内で47,437台/日であり、混雑度は1.52となっている。

本件事業の完成により、本件区間が既に供用済みである中勢バイパスの他の区間と一体となって現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である三重県知事が、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」(昭和53年7月建設事務次官通知)等に基づき、昭和58年4月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年8月に環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地に

において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているチュウヒ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミゾゴイ、カスミサンショウウオ等が確認されている。このうち、営巣が確認されているオオタカ及び繁殖地の一部が改変されるカスミサンショウウオについては、起業者は専門家からなる検討委員会を設置しており、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。クマタカ、ハヤブサ、チュウヒ及びミゾゴイについては、生息環境の改変は一部であることなどから影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミズマツバ、スズメハコベ、ノタヌキモ、キキョウ、イズハハコ及びキンラン等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が17箇所存在するが、このうち15箇所については発掘調査が完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。起業者は、残る2箇所についても三重県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級の規格に基づく4車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和58年4月15日に都市計画決定された都市計画と、交差点形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生して

いることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、津市長を会長とする中勢バイパス建設促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 三重県津市役所